

Ⅱ. 学則及び学則細則

組合立静岡県中部看護専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師としての必要な知識及び技術を修得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
組合立静岡県中部看護専門学校	焼津市東小川一丁目6番地の9

(課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員)

第3条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40人	120人

(在学年限)

第4条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第2章 年次、学期及び休業日

(年次)

第5条 年次は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 土曜日・日曜日
 - (3) 春季、夏季及び冬季の休業日 1学年を通じ10週間以内で校長が定める期間の日
 - (4) その他校長が特に定める日
- 2 校長は、特に必要があると認めるときは前項の規定にかかわらず休業日であっても授業を行うことができる。

第3章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第8条 学校に入学することができる者は、高等学校又は中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学試験手続)

第9条 入学を志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(第1号様式)
- (2) 最終学校の卒業証書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法施行規則第150条に該当する者にあつては高等学校を卒業したと同等以上の学力を有することを証明する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書類

(入学試験)

第10条 入学試験は、学科試験、人物考査とする。

(入学の許可)

第11条 入学は、前条の入学試験の結果並びに第9条第2号及び第3号に掲げる提出書類により、校長が許可する。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、所定の期日までに身元保証人（以下「保証人」という。）2人が連署した誓約書（第2号様式）を校長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第13条 学生は、学生又は保証人の本籍、住所又は氏名の変更があったときは、変更届（第3号様式）により速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転入学)

第14条 校長は、学校に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限りに、選考の上、転入学を許可することができる。

2 転入学を志願する者は、転入学願（第4号様式）、前校成績証明書、科目履修証明書及び在学証明書に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数は、校長が決定する。

4 転入学を許可された者の入学手続きについては、第12条の規定を準用する。

(休学、退学及び転学)

第15条 休学、退学及び転学しようとする者は、保証人が連署した休学願（第5号様式）、退学願（第6号様式）及び転学願（第7号様式）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。休学の場合において、その理由が病気による場合は、必要時校長が医師の診断書を求めることがある。

(復学)

第16条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人が連署した復学願（第8号様式）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この

場合において、その理由が病気による場合は、必要時校長が医師の診断書を求めることがある。

(許可書の交付)

第17条 校長は、前3条に規定する願出があった場合、その内容を審査し、正当と認められる者に対し、許可書（第9号様式）を交付する。

(除籍)

第18条 校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者
- (3) 正当な理由がなく、授業料を納めない者

第4章 教育課程

(教育課程)

第19条 教育課程は、別表のとおりとする。

第5章 成績評定及び卒業

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、内容により15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第21条 授業科目は、これらを必修科目とし、学生は第20条に定める授業科目について履修しなければならない。

2 前項の履修方法の詳細については別に定める。

(単位の認定)

第22条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、第19条別表に定めるところによる。

3 出席時間数が第19条別表に定められた単位数に基づく授業時間数の3分の2（実習科目においては5分の4）に満たない授業科目については、成績認定は行わない。

4 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で履修した者が、本校に入学した場合の既修単位については、校長が本校における教育内容に相当するものと認めるときは、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で、本校において修得したものとみなすことができる。
歯科衛生士、診療放射線技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、技能装具士、救急救命士、言語聴覚士

5 社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定までの規定に該当する者が、本校に入学した場合の既修単位については、校長が本校における教育内容に相当するものと認めるときは、基礎分野の範囲で、本校において修得したものとみなすことができる。

(成績評定)

第23条 学業成績は、学科試験及び実習評価により評定する。

(学科試験)

第24条 学科試験は、定期試験と随時試験とする。

2 定期試験は科目終了時に行い、随時試験は校長が定める期日に行う。

3 学科試験の採点は各科目100点満点とし、60点以上を合格点とする。

4 学科試験の受験者は、その科目の授業時間数の3分の2以上の出席者とする。
ただし、実習科目の評価は、その科目の授業時間数の5分の4以上出席した者とする。

(追試験)

第25条 校長は、やむを得ない理由により学科試験を受けることができなかった者に対して追試験を行うことができる。

(再試験)

第26条 校長は、学科試験の成績が合格点に満たない科目のある者に対して再試験を行うことができる。

(卒業の認定)

第27条 卒業の認定は、成績評定、出席状況等を勘案したうえ、校長が行う。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として認定しないものとする。

2 所定の授業科目の単位を取得できなかった者は、卒業することができない。

3 卒業の資格を得ようとする者は、所定の修業年限以上在学し、別表に規定する卒業に必要な単位数以上を修得しなければならない。

(卒業証書)

第28条 校長は、卒業の認定をした者に卒業証書（第10号様式）を授与する。

2 看護専門課程看護学科を修了した者には、専門士（看護専門課程）の称号を授与する。

第6章 賞 罰

(表彰)

第29条 校長は、品行方正で学業成績が優秀な者その他学生の模範と認められる者を表彰することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、戒告、停学または退学の懲戒処分を行うことができる。

第7章 健康管理

(健康診断)

第31条 校長は、学生の健康を保持するため、1年に1回以上の健康診断を実施する。

第8章 入学検定料及び授業料

(入学検定料及び授業料)

第32条 入学検定料及び授業料は、組合立静岡県中部看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例（平成元年条例第6号）に定めるところによる。

第9章 職員組織

(職員組織)

第33条 学校に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 校長 | 1人 |
| (2) 副校長 | 1人 |
| (3) 教務課長 | 1人 |
| (4) 庶務課長 | 1人 |
| (5) 看護教員 | 9人以上 |
| (6) 事務職員 | 2人以上 |
| (7) 健康管理医 | 1人 |

2 前項各号に掲げるもののほか、講師、実習指導者等を置くことができる。

(校務の分掌)

第34条 校務の分掌については、校長が別に定める。

(会議)

第35条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の各号に掲げる会議を設置する。

- (1) 運営会議
- (2) 学校運営協議会
- (3) 職員会議
- (4) 教員会議
- (5) 講師会議
- (6) 実習指導者会議
- (7) 入学試験委員会
- (8) 自己点検・自己評価委員会
- (9) 学校関係者評価委員会
- (10) 教育課程編成委員会

2 前項に規定する会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 雑 則

(委任)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

(省 略)

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き本校に在学する者であって、令和4年度において本校の第2年次または第3年次に在学する者及び令和5年度において本校の第3年次に在学する者のそれぞれ当該年度にかかる教育課程及び授業時間数は、改正後の本校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

組合立静岡県中部看護専門学校学則細則

(趣旨)

第1条 この細則は、組合立静岡県中部看護専門学校学則（以下「学則」という。）第36条の規定に基づき、学則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入学試験)

第2条 学則第10条に規定する入学試験は、推薦入学試験及び一般入学試験とする。

2 推薦入学試験は、学科試験 国語総合（古文、漢文を除く。）、コミュニケーション英語Ⅰ（ただし、リスニングを除く）又は数学Ⅰのどちらかを選択し2科目及び面接とする。

3 一般入学試験は、学科試験 国語総合（古文、漢文を除く。）、コミュニケーション英語Ⅰ（ただし、リスニングを除く。）、数学Ⅰの3科目及び面接とする。

4 入学試験に関する必要な事項は、学則第35条に規定する入学試験委員会の協議を経て校長が定める。

(学生証)

第3条 校長は、入学を許可された者に学生証を交付する。

(身元保証人)

第4条 身元保証人（以下「保証人」という。）は、身元が確実で独立の生計を営む成年者二人、うち一人は、当該学生の父母等でなければならない。

2 保証人は、学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

3 保証人が死亡等によりその資格を失ったとき又は保証人を辞退する場合は、直ちに新たな保証人を定め、学則第12条に規定する誓約書を速やかに校長に届け出なければならない

(休学)

第5条 学則第15条に規定する休学の期間は1年とする。ただし、やむを得ない理由であると校長が認めたときは、この期間を延長することができる。

2 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(貸与物品等の返納)

第6条 学則第15条の規定により退学又は転学を許可された者及び学則第18条の規定により除籍された者並びに学則第30条の規定により退学の懲戒処分を受けた者の保証人は、直ちに学生証その他貸与を受けた物品等を返納しなければならない。

(授業時間等)

第7条 始業時間は原則8時45分、終業時間は16時15分とする。

2 学内における授業は、原則として90分を単位とし、授業時間、休憩時間及び昼食時間の割り振りは次のとおりとする。

(1) 授業時間

1 時限 8時45分～10時15分まで

2 時限 10時30分～12時00分まで

3 時限 13時00分～14時30分まで

4 時限 14時45分～16時15分まで

5 時限 16時30分～18時00分まで

※ただし、5時限は講師等の都合で調整できない場合に行なう。

(2) 休憩時間

10時15分～10時30分まで

14時30分～14時45分まで

(3) 昼食時間

12時～13時まで

3 実習時間は、別に定める実習要領による。

(成績評定)

第8条 学則第23条に規定する学科試験の評定は、次の区分によって行う。また、実習の評定は実習要領に基づいて行う。

成績点数	評定
90点以上	秀
80点以上90点未満	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可
60点未満	不可

2 学科試験の評定を行う場合において、一つの学科目について2つ以上の試験が行われるときは、それぞれの成績を科目で定められた点数評価をもって当該学科目の成績点数とする。

(学科試験)

第9条 学科試験は、当該科目の授業の3分の2以上の出席をもって受験することができる。

2 試験は1科目45分を基本とする。

3 試験中の退出は、原則として認めない。

(追試験)

第10条 校長は、学則第25条及び学則細則第17条第1項各号に該当する場合により学科試験を受けることができなかつた者に対しては、その理由を証する書類を添付した追試験受験願(第1号様式)を提出させ、追試験を受けさせることができる。

2 追試験の成績評定は、当該追試験の成績点数に10分の9を乗じて得た点数(小数点以下は切り捨てる。)により行う。

(再試験)

第11条 学則第26条に規定する再試験を受けようとする者は、再試験受験願(第2号様式)を校長に提出しなければならない。

2 再試験の成績評定は、当該再試験の成績点数が60点以上であるものをすべて「可」と評定し、これ未満の場合は「不可」と評定する。

(既修得科目の単位の認定)

第12条 学則第22条第4項及び第5項に規定する入学前の既修得科目の単位の認定を希望する者は、次の書類を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(1) 既修得科目単位認定願(第3号様式)

(2) 成績証明書または単位修得等証明書

(3) 認定を希望する科目の講義内容を説明できる文書(第4号様式)

2 既修得科目の単位の認定については、予め本校の担当講師に協議の上、既修得科目単位認定委員会に諮って、校長がこれを認定する。

3 既修得科目単位認定委員会の委員は、校長、教務課長及び校長が指名する者とする。

4 既修得科目の単位の認定の基準は、次のとおりとする。

(1) 認定しようとする授業科目の単位数が、本校における教育内容に相当するか、またはそれ以上の場合に限って行い、本校における単位数を超えないものとする。

(2) その他、校長が教育上特に必要と認めた場合。

5 認定した授業科目の成績の評定は学校細則第8条に定める評定とせず、その評定は「認定」と学業成績表に表示し、併せて当該学生に通知する。

(卒業の認定)

第13条 校長は、学則第27条に規定する卒業の認定を行う場合において、学則第27条第3項の規定に満たない者に対しては卒業の認定をしない。

(補習)

第14条 学則第27条第3項の規定に満たない者で、第17条に規定する承認を受けた者は補習を受けることができる。

2 補習を受けようとする者は、補習願(第5-1号様式及び第5-2号様式)を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第15条 欠席しようとする者は、事前に理由等を申し出、了承を得なければならない。

2 傷病により引き続き7日以上欠席する場合は、医師の診断書等その理由を証する書面を提出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第16条 遅刻又は早退をしようとする場合、もしくは行った場合は理由等を申し出、了承を得たのち個人票により自己管理しなければならない。

2 遅刻とは授業開始時刻後30分以内の入室をいい、早退とは授業終了時刻前30分以内の退出をいう。

3 30分を超え45分以内の入室または退室は1時間の欠課とし、45分以上の場合には2時間の欠課とする。

(特別欠席)

第17条 特別欠席とは次の各号の一に該当する場合で、学則第27条第2項に規定する欠席日数のうちから除かれるものとする。この場合、校長の承認を受けた事項に限る。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第32条第3項の規定により準用される同法第19条の規定(感染症の予防措置)により、出席停止をさせる場合

(2) 忌引の場合

(3) 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合

(4) 国家試験、入学試験または就職試験を受験する場合

(5) その他校長が特別の事情があると認めた場合

2 前項第2号に規定する忌引は、葬儀当日のみとする。

対象となる親族は、配偶者、一親等の血族・姻族（父母、子）、二親等の血族・姻族（祖父母、兄弟姉妹）とする。

3 第1項第2号から第5号の規定により承認を受けようとする者は、特別欠席承認願（第6号様式）を校長に提出しなければならない。

4 前項の規定により承認願の提出を受けたときは、審査の後、特別欠席承認書（第7号様式）を交付する。

（退学）

第18条 学則第30条に規定する退学の懲戒処分は、次の各号の一に該当する者でなければ行うことができない。

(1) 成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者

(2) 素行が不良で改心の見込みがないと認められる者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者

(4) 正当な理由なくして引き続き1か月以上欠席をした者

(5) その他修学を継続することが不相当と認められる者

（健康診断）

第19条 学則第31条に規定する健康診断については、健康管理規程に定めるところによる。

（在学年限）

第20条 学則第4条に規定する在学年限については、同年次を2年を超えて在学することはできない。ただし、やむを得ない理由であると校長が認めたときはその限りではない。

（旧カリキュラムの単位取得）

第21条 令和3年度までに入学した第4次カリキュラムによる教育課程を履修

すべき学生が、単位を取得できず、令和4年度以降に履修及び再履修することは可能である。この場合、履修すべき科目の学修目標、到達目標、履修時間等を満たす学習内容、学習進度、学習時間等の計画書を作成し、校長及び当該科目に関する講師の承認を得た内容で実施すること。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。